

## 論文審査の結果の要旨

申請者氏名 土屋 一彬

都市近郊に残存する樹林地の多くは、農村景観の構成要素であった里山を起源としている。こうした里山由来の樹林地については、生物相の保全、伝統的景観の維持、レクリエーション利用といった観点から、従来の薪炭林や農用林としての管理に代わる植生管理の継続が求められている。しかし、地方公共団体の条例整備などにより保全地域の拡大は進んでいるものの、土地所有者による管理の放棄は常態化している。新たな管理の担い手として地方公共団体や市民団体の役割が期待されるが、管理の範囲・内容は依然として限定されている。そのため、土地所有者に加えて地方公共団体、市民団体による管理の範囲を拡大し、管理の内容を向上させるための制度的枠組みの整備が求められている。

本研究は、このような問題意識に基づき、各主体の里山管理の範囲・内容とその規定要因を、関連制度内容の分析と管理主体の活動分析を統合して把握することで、各主体による管理を促進させるための制度的枠組みを提示することを目的とした。具体的には、まず保全政策類型に応じた指定面積や市民団体活動数の解明を通して、地方公共団体や市民団体の管理範囲の拡大に寄与する要因を把握した。つぎに、市街化状況、政策類型、管理主体に応じた林床管理状態の比較を通して、その規定要因を把握した。さらに、市民団体の活動や参加者の経験に関する実態解明を通して、主体間の関係や参加者の動向が市民団体による里山管理の内容にどのように影響しているかを把握した。最後に、これらの結果をふまえて、各主体による管理を促進していくための手段と、都市近郊において里山管理を促進していくための制度的枠組みのあり方を検討した。

研究対象地である川崎・町田・八王子各市の多摩丘陵部分において、地方公共団体による保全政策が各主体の管理範囲をいかに規定しているかを把握するために、保全政策の適用範囲および各主体の管理範囲を解析した。土地の確保の方法の違いから保全政策を公有地型、買入れ型、買入れ可能型、買入れ無し型の4つに類型化した上で、これら政策類型ごとの指定面積と市民団体数を把握した。その結果、川崎市では買入れ型が、町田市では買入れ可能型が、八王子市では公有地型が、他市と比較して高い面積割合で指定されていた。市民団体の活動数も、各市において指定面積割合と同様の類型において最も多かった。これは、川崎市や町田市において、積極的な買入れによって地方公共団体が管理を行うべき範囲が広がったために、活動開始支援などとあわせて市民団体による管理を推進している一方、八王子市においてはそのような買入れがみられず、市民団体に関しては公有地型における支援に留まっていることが原因であると考えられた。すなわち、土地の買入れに関する予算の規模の違いは、保全指定に基づく管理範囲の拡大のみならず、市民団体による管理範囲の拡大にも寄与していることが示唆された。

次に、市街化状況、保全政策、管理主体に応じた林床管理状況の違いを把握するため、下刈り状況に関する現地調査をアズマネザサの稈高を指標として実施し、その規定要因を

分析した。稈高を目的変数とした回帰木の結果、一回目で地方公共団体および市民団体が土地所有者より、二回目で市民団体が地方公共団体より、三回目で地方公共団体のうち市街化区域が調整区域より低い稈高として分枝された。政策類型と管理主体の組み合わせごとに稈高を比較した結果、市街化区域では、地方公共団体や市民団体が管理を行う場所の稈高が土地所有者に比べて有意に低かった。調整区域では、市民団体が管理を行う場所の稈高は土地所有者に比べて有意に低いものの、地方公共団体の保全指定箇所での管理は、土地所有者と同水準の稈高であった。地方公共団体が調整区域の保全指定箇所において管理の程度が低いのは、施策において明確に管理内容が規定されていないことなどが要因として考えられた。市民団体が管理を行う場所が一貫してよく管理された状態にあるのは、同一箇所数年にわたり継続して活動を行ってきたためと考えられた。

林床管理の状況から今後の主要な管理主体として期待される市民団体 12 団体を対象に、団体ごとの管理内容の違いとその規定要因を把握するため、代表者への半構造化形式での活動内容などに関する聞き取りと、活動参加者への管理の経験などに関する調査票調査を実施した。その結果、管理内容については、下刈りと間伐の実施は共通するものの、皆伐と炭焼きは一部団体のみの実施であった。皆伐を行う団体は、炭焼きの実施、地方公共団体などによる施設整備や農家による技術指導が共通していた。活動参加者は、活動開始時は地方公共団体職員による技術指導を通して、活動開始時以降は団体内の個別の技術指導を通して、管理に関する技術習得を行っていた。以上から、市民団体の管理内容は、地方公共団体など他の主体からの関与に規定されていると考えられた。また、活動開始から 10 年以上経過した団体の多くで、参加者の高齢化が問題として認識されるようになり、新規参加者の少ない団体では、伐採した樹木の搬出などの体力の必要な管理内容が廃止・縮小されていた。このことから、参加者の継続的な獲得は、管理内容維持の観点から重要であると考えられた。

以上を踏まえ、各主体による管理の促進手段を考察した。地方公共団体については、予算の担保とあわせ、地方公共団体として行うべき管理を施策に明確に位置づけることが必要であると考えられた。市民団体については、土地の買入れと活動開始支援を組み合わせた取り組みの推進や、新規参加者を継続的に獲得していく仕組みの整備が有効であると考えられた。土地所有者については、制度上の規定だけでなく、管理実態の評価に応じた助成などを充実させる必要があると考えられた。上記の知見は、本対象地以外も含めた大都市近郊における里山の保全を今後推進していくための制度的枠組みとして、汎用性を有すると考えられる。すなわち、地方公共団体による里山の漸次的な買入れによる確保を前提に、市民団体への活動開始時およびその後の継続的な支援を組み合わせることが、土地の確保と管理促進の両立に重要であると結論づけられた。

以上、本研究より、保全政策の展開が地方公共団体や市民団体が管理を行う範囲の拡大に貢献しているものの、地方公共団体については施策上の位置づけの不在から、市民団体については参加者の高齢化などの理由から、管理内容やその継続に課題がみられることが明らかになった。また、こうした知見をもとに、今後、都市近郊において地方公共団体や市民団体による里山管理を促進させていくための具体的な制度的枠組みを提示した。これらの成果は、これまで都市近郊における緑地保全の計画論の中心であった土地の確保に関する議論に、土地の管理の観点を組み合わせて発展させたものとして評価できる。よって審査委員一同は、博士（農学）の学位を与えるに十分値する論文であると判断した。